

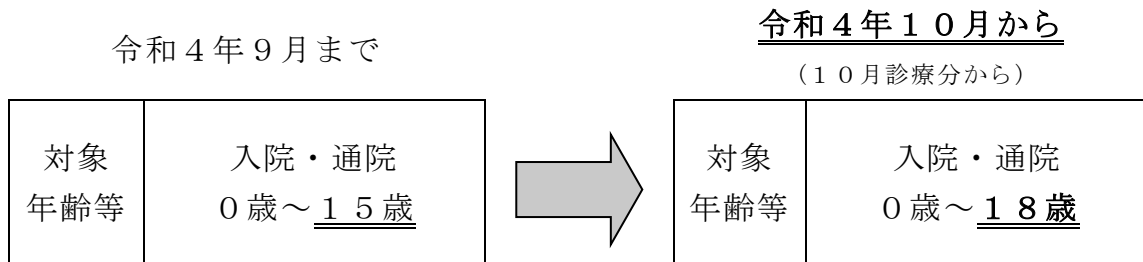
子ども医療費助成事業 助成対象年齢の拡大等について

1 趣旨

子育てに伴う経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を更に推進するため、子ども医療費助成事業の助成対象者の年齢について、これまでの15歳を18歳に拡大するもの。

2 改正概要

(1) 助成対象者の拡大



※当該年齢に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 窓口払いが不要となる医療機関等の拡大

令和4年4月から県内全域の保険医療機関等において、保険診療に係る自己負担分の窓口払いが不要となるもの。

なお、拡大対象者（16歳～18歳）についても、同様の取扱いとなる。

3 今後のスケジュール（予定）

- ～4月 医師会や審査支払機関等との調整
- 5～6月 システム改修
- 6～8月 拡大対象者（16歳～18歳、約2,700人）へ申請案内
- 9月中旬 子ども医療費受給資格証一斉発送（約14,700人）
- 10月1日～ 開始

4 年齢拡大に伴う所要額

(1) 令和4年度予算

- ① 医療費分 約15,000千円

令和4年10月～令和5年2月診療分（令和5年3月審査分まで）の5か月分

- ② 事務費分 約8,600千円

システム改修費等

(2) 令和5年度以降

医療費分 約35,000千円（年間）